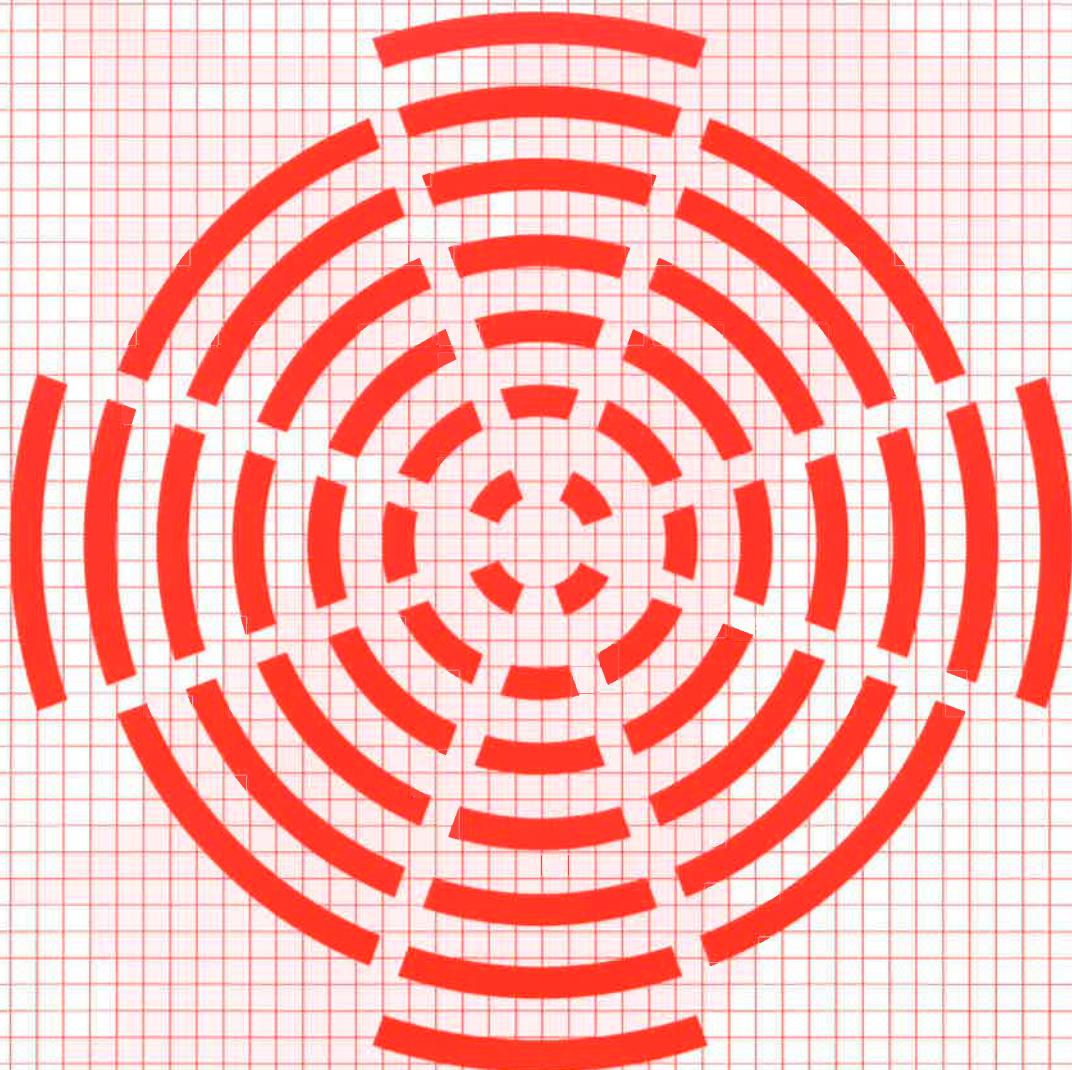


建築
設備 設計と監理

協会だより VOL.38 NO.138



一般社団法人
千葉県設備設計事務所協会

巻頭所感



一般社団法人
千葉県設備設計事務所協会
会長 森田京二

総合評価方式

いたちごっここの入札制度、二つの大きな利益が対局する立場が存在する場合です。例えば、発注者が新しい入札制度を採用すると、入札者は新しい入札制度に対し、手口を変えて対応し、そしてまた変えられた手口に対して新しい入札制度が生まれます。いたちごっこが次第に巧妙になってきています。

談合防止対策として、平成17年4月に独占禁止法改正法が成立。

品質確保を目的とした指名競争入札制度は不良不適格業者の排除に役立ちましたが、競争性に乏しく、競争性の高い一般競争入札・公募型指名競争入札・希望型指名競争入札の導入が始まりました。そして、参加基準を緩和し、参加業者の公表をやめるなど談合防止対策がされました。

しかし、談合の排除に伴い競争激化が浸透し、価格のみで業者を選ぶ入札制度が設計・工事の品質を大きく低下させると共に落札率の低下、小規模業者の乱立により手抜き設計・工事等がおこり、倒産が増大しました。

不当廉売（ふとうれんばい）という入札の健全な競争を阻害するほど不当に安い価格で業者が決定しました。このことが品質の確保に疑問をもたざるおえなくなり、そこで「低入札価格調査制度」・「最低制限価格制度」を設けて競争性の高い一般入札制度等の品質を確保しようとした。しかし、この2つの制度は逆に市場の自由な競争を妨げていることになり一般入札制度の考えとは矛盾します。品質と競争性は基本的にトレードオフの関係にあるのではないでしょうか。品質確保の目的で「公共工事の品質確保の促進に関する法律 平成17年3月31日付け 法律第18号」（以下「公共工事品質確保法」）が、平成17年（2005年）4月1日より施行されました。

この法律で発注者は、入札参加希望者の技術的能力を審査しなければならないとされています。

公共工事の調達を従来の「価格のみの競争」から「価格と品質」の両面からの競争に転換することを打ち出したことが最大の特徴です、そして、業者を適正に評価するための

【目次】

巻頭所感	会長 森田京二	1・2
見学会 NHK 千葉放送局		3~7
正会員名簿		8・9
賛助会員名簿		10~15
行事報告		16・17
コマーシャル		18・19
伝言板		20

入札方式として、「総合評価方式」が急速に広まりつつあります。しかし、この「総合評価方式」も長くは続かないと思います。なぜなら、「価格と品質」では品質をどう判断するか、どう処理するのかに大きな問題があります。重要な点を何点かあげます。

- ① 事務量の増大 品確法において、発注者は「発注関係事務を適切に実施し、必要な職員を配置すること」とうたっていますが、公務員数を縮減している中で可能か。納税者（議会）に対する説明責任がその都度必要になります。
- ② 価格優先の市場主義社会で安い価格を蹴り、高い価格を採用することに、理解が得られるのか。質の低下は工事監理で解消できないのか。
- ③ 発注者側の技術優位性が低下しており、質に対する適正な判断ができるか。
- ④ 発注者側の恣意性を主観的内容で排除できるのか。市町村などで発注者側のさじ加減・つるの一声があるのではないか。（簡易型総合評価方式は妥協の産物であり、指名競争入札の里返りです。）
- ⑤ 第3者機関とは、2人以上の学識経験者の意見聴取が必要となります。耳障りは良いのですが、行政が学識経験者をどう選ぶのか、透明性・公平性・客觀性などが担保されるのか。官製談合のリスクを高めないか。
- ⑥ 入札者の企業規模はどうか。「総合評価方式」では大きな企業に優位に働くか。複数受注は認めないにしても、そのルールは自由な競争に反することになります。また、発注者や大きな企業が「総合評価方式」により、より優位になり、零細企業との格差が増大しないか。地方自治体は地域経済活性化という重大な社会ニーズに対応するためには、地元小規模・零細業者育成も大切です。

最後に、競争性と品質性の理念的正義を追求してもそこに妥当性がないのです。結局、透明性・公正性が担保できないとの批判が増大します。また、安い価格より高い価格の採用がこの世の中であり得るのかです。高い質を安い価格で提供しようと民間企業は日夜努力しています。

基本は、競争性と品質はトレードオフの関係にあります。国やアメリカのごりごりの市場主義（競争主義）を模倣するのではなく、地方自治体では指名競争入札（会計法第29条の3第1項で原則禁止）の復活が必要だと思います。競争性+品質性を2で除すると原則禁止とされる指名競争入札制度に戻るのではないでしょうか。皆様はいかがお考えですか。



建物紹介

NHK 千葉放送局



■案内図



◆建物概要

- 所在地 千葉市中央区千葉港5番1号
- 代表電話 043-203-1001
- 規 模 3階建
(最高部高 鉄塔:地盤から75.6m)
- 延床面積 5,262 m²
- 敷地面積 4,969 m²
- 設計監理 株日建設計
- 施 工 株ナカノフドー建設
- 総工費 30億円
- 構造形式 鉄筋コンクリート造+基礎免震 杭工法

- 起工式 平成21年12月25日
- 竣工・引き渡し 平成23年 7月15日
- 放送開始 平成23年12月 5日
- 会館オープン 平成23年12月10日

◆魅力ある地域に開かれた放送会館

- ・外装材に木を採用し周囲の緑地帯と調和した温かみのある外観
- ・オープンスタジオと外部デッキの一体的な利用による視聴者サービス向上
- ・ハートプラザから見学できるサテライトスタジオの設置



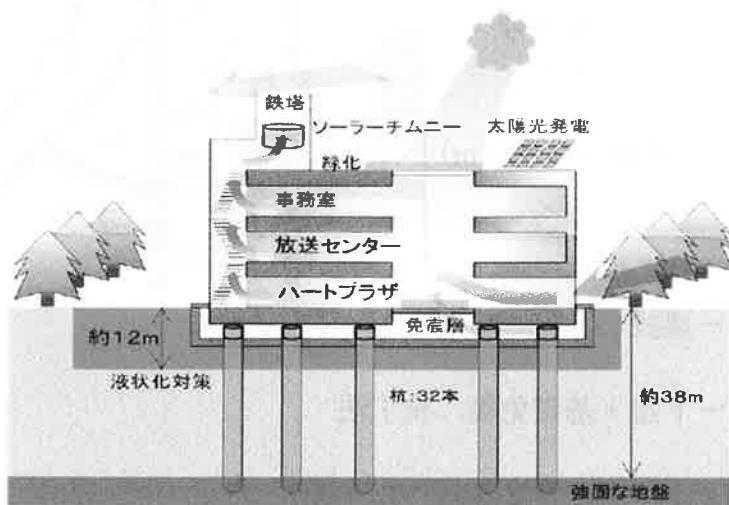
外 観



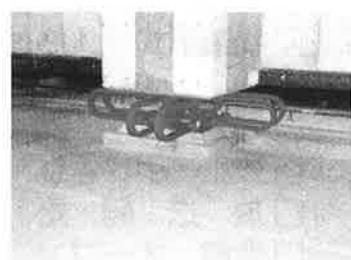
ハートプラザ

◆環境にやさしいエコ会館

- ・CO₂排出量30%の削減
(特徴的な省エネルギー施策)
 - 光庭と大階段を利用した自然換気システム
 - 光庭より自然採光
 - 大階段の積極的な利用によるエレベーター稼働率の低減
 - 外気を利用したラック室の冷房システム
 - 屋上的一部分を緑化し太陽光発電パネルを設置



太陽光発電



免震装置

◆災害に強い放送局

- ・地盤の液状化対策および免震構造の採用
- ・井水の利用により断水時にも水を確保



◀吹抜け階段



▲受付前



▲ニュースを放送する部屋で
アナウンサーになった気分

環境にやさしいエコ会館

▶ CO₂排出量30%の削減

〈特徴的な省エネルギー施策〉

光庭と大階段を利用した自然換気システム

光庭より自然採光

外気を利用したラック室の冷房システム

屋上的一部を緑化し太陽光発電パネルを設置

大階段の積極的な活用によるエレベーター稼働率の低減

